

地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

令和8年度 第1回
広域協議会 資料2-2

1 趣旨

地域公共交通確保維持事業実施要領の規定により、地域公共交通計画の軽微な変更について、あらかじめ協議会において包括的な合意が得られている場合は、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の協議を経たものとして取り扱うことができることから、包括的な合意を得るもの

2 軽微な変更内容

- ・ 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- ・ 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、上記内容の変更を行った地域公共交通計画については、協議会構成員において情報共有することが必要です。